

公文書管理制度

令和7年度(2025年度)の状況

区では、公文書管理条例に基づき、年1回、前年度の公文書の管理状況等を取りまとめ、**区HP**、区政情報センター、総合支所区政情報コーナーで公表しています。

問 区政情報課 ☎5432-2085 FAX5432-3007

区HPQ 6097

中学校卒業程度認定試験を実施します

試験日／10月15日(木)

願書受付期限／8月21日(消印)

他 合格者には高等学校の入学資格が与えられます。詳しくは、お問い合わせください。

問 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 ☎5253-4111 FAX6734-3272

市民活動を応援

クラウドファンディングを実施します

子どもや健康、居場所づくり、地域のつながりなど、様々な地域課題に向き合う取組みが、区内で動き出しています。

取組み例

- 観劇体験を通じて中高生の心を育てる
- 子どもの居場所をつくる
- フリースクールに部活動の機会を届ける
- 地域で助け合いの仕組みをつくる
- 学びや相談の場をひらく

今年度は11の取組みが、区の支援を受けながらふるさと納税を活用したクラウドファンディングに挑戦しています。

寄附金は税額控除の対象となり、実質2000円で地域の取組みを応援することができます。

※返礼品は区外在住の方が対象です。

あなたの応援が、誰かの一步を支え、地域の新しい取組みを育てます。

問 市民活動推進課 ☎6304-3174 FAX6304-3597

区HPQ 33784

区制施行

95周年ロゴマーク

を募集します

来年10月1日に世田谷区は区制95周年を迎えます。それに伴い、95周年のシンボルとなるロゴマークの原案を募集します。

最優秀作品は、来年1月10日(日)に開催する新年のつどいで表彰するとともに、来年度中に区が行う各イベントのポスター、チラシ等に使用します。

募集内容／「95」「世田谷」といった文字を使用する等、区制95周年であることを印象づけるロゴマークの原案

対 区内在住・在勤・在学の方

他 詳しくは、募集要項(**区HP**、総務課、総合支所地域振興課、まのセンター、図書館にあり)をご覧ください。

申 **区HP**からオンライン手続き、**問**へ郵送・持参 8月31日(消印)まで

問 総務課 ☎5432-2062 FAX5432-3000

区HPQ 33880

ボランティア募集

喜多見の農の風景を守り育てる竹山ボランティア

内容／竹林の整備(間引き、下草刈り)、園路整備、植生調査、竹細工イベント実施等

対 竹林の整備活動に参加でき、竹山の活用や竹林の景観向上に関心のある方

回 第2・4火曜(時期により変動あり)午前10時～正午

場 喜多見5-21遊び場(竹山緑地)

申 **問**へ電話・FAX(記入例3面) 各開催日の1週間前まで

問(公財)世田谷トラストまちづくり ☎6379-1624 FAX6379-4233

「第48回世田谷区たまがわ花火大会」のステージイベントと花火プログラムが決まりました

駒澤大学吹奏楽部やアカペラサークル「^{めいせいしん}鳴声刺心」、絆合唱団、和響太鼓による演奏のほか、ジャグリングショーをお楽しみいただけます。また、音楽とシンクロさせた音楽花火、光が時間差で変化する花火など世田谷区ならではの秋花火を用意してお待ちしています。

※安全対策の観点から、打上花火の最大号数を10号から6号に変更します。

回 10月3日(土)午後6時～7時(荒天中止、順延なし) ※ステージイベントは午後3時から。

場 二子玉川緑地運動場

担当／世田谷区たまがわ花火大会実行委員会事務局(砧総合支所地域振興課地域振興・防災担当内)

問  **せたがやコール**

詳しくは、花火大会公式ホームページへ▶



税・保険・年金

税金 国保・高齢者医療 介護保険 年金

税理士会による「税の無料相談」

対象地域	日時	会場・問合せ・申込先
世田谷 税務署 管内	8月8日(土) 午後1時30分～4時	東京税理士会世田谷支部 (若林4-31-7ベルジェ102) ☎5481-0770 FAX5481-0771
北沢 税務署 管内	8月10日(月) 午後1時～4時	東京税理士会北沢支部 (松原6-1-10アイリン マンション3階) ☎3322-7894 FAX3323-3571
玉川 税務署 管内	8月7日(金) 午後1時～4時 【相続税専用】 毎週火・木曜 午後1時～4時	東京税理士会玉川支部 (玉川2-4-4玉川酒販会 館3階) ☎3700-0562 FAX3708-5131

他 要申込。相談時間は1回30分。1回のみ無料。

担当／税務署

国民年金(老齢基礎年金)の付加年金をご存じですか

第1号被保険者と任意加入被保険者(65歳以上を除く)の方は、月々の定額保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金に付加年金を上乗せ

できます。ご希望の方は申出の手続きが必要です。

付加年金額(年額)は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

- 申出をした月の分から付加保険料を納付できます。遡ることはできません。また、申出により付加保険料の納付を辞退することができます。
- 国民年金基金に加入中の方、保険料の免除・納付猶予・学生納付特例を受けている方は申し込みできません。
- iDeCoと併用する場合は、iDeCo掛金限度額に影響します。詳しくは、金融機関へお問い合わせください。

他 マイナポータルでの申請もできます。

問 世田谷年金事務所 ☎6844-3871(音声案内2)、国保・年金課 ☎5432-2356 FAX5432-3051

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください▶



10年以上ある場合に受け取ることができる年金です。受給をはじめめる年齢は原則65歳で、65歳の誕生日前日以降に請求手続きができます。また受給開始時期を、60歳から64歳までの間に早めて、生涯減額された年金を受け取る「繰上げ受給」や、66歳から75歳(昭和27年(1952年)4月1日以前生まれの方は70歳)までの間に遅らせて、生涯増額された年金を受け取る「繰下げ受給」の制度があります。

ご自身の年金記録の確認は、「ねんきんネット」等をご活用ください。「ねんきんネット」では、年金の加入履歴・納付状況等の確認や、将来受け取る年金の見込み額の試算等ができます。受給開始年齢を過ぎて、まだ年金を受け取られていない方は、世田谷年金事務所三軒茶屋相談室にお問い合わせください。

問 世田谷年金事務所三軒茶屋相談室 ☎6844-3871(音声案内「1」→「2」) FAX3421-1147、ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号 ☎0570-058-555(050から始まる電話番号からは ☎03-6700-1144)

詳しくは、日本年金機構のホームページへ▶



5